

平成 27 年 9 月 1 日

都道府県  
知事／教育長 様

公益財団法人 三井住友海上文化財団  
理事長 井口 武雄

公益財団法人三井住友海上文化財団  
平成 28 年度「地域住民のためのコンサート」開催地募集について

拝啓 初秋の候 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は弊財団の事業につき格別のご高配を賜り有難く厚く御礼申し上げます。

弊財団が実施しております「地域住民のためのコンサート」（注）は、皆さまのご支援により開催回数 746 回（平成 27 年度末予定）を数え、お陰様で来場された開催地の住民の皆さまや開催地の市町村関係者から高い評価を頂戴しております。

弊財団といたしましては、地域における文化の振興を支援するため、各地の公立文化ホール等へ著名な演奏家を派遣する事業を継続し、都道府県、市町村との共同主催により、全国各地の皆さまへ質の高いコンサートをご提供して参る所存です。

つきましては、平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）の「地域住民のためのコンサート」の開催地（開催する市町村）を別添の要項のとおり募集しますので、お手数をお掛けいたしますが、貴管下市町村へご案内頂き、申込書をお取りまとめの上、10 月 30 日（金）必着にてご送付をお願い申し上げます。推薦順位等の留意事項がありましたら併せお知らせください。

開催地の決定につきましては、弊財団にて選考の上、12 月中旬頃、貴役に通知させて頂く予定です。

敬具

（注）「地域住民のためのコンサート」は、弊財団が実施している公益目的事業の名称です。弊財団の事業内容につきましては、同封の事業案内をご参照ください。

公益財団法人三井住友海上文化財団  
■ 平成 28 年度「地域住民のためのコンサート」募集要項 ■

1. 「地域住民のためのコンサート」について

地域における文化の振興を支援するため、都道府県、市町村及び弊財団の三者共同主催により、各地の公立文化ホール等を会場として、地域の皆さまへ廉価で質の高いクラシックコンサートを提供する企画です。弊財団では公益目的事業として、費用の一部を負担することと共に、コンサートには財団職員が必ず同行し、コンサートを開催するノウハウ（ソフト面）を同時にお伝えすることも行ってまいります。そのため、クラシックコンサートを開催したことのないホール等においても、コンサートを円滑に運営することが可能です。

一人でも多くの方にホールへ足を運んで頂き、生のクラシック音楽の楽しみに触れ、クラシック音楽を好きになって頂き、地域にクラシック音楽を楽しむ風土を培って頂くことを目指しています。

(1) コンサートの公演時間 約 2 時間（休憩時間を含む）、昼公演又は夜公演いずれも可

(2) 開催予定数 全国 30 ヶ所程度（年間）

(3) 主催者

原則として、都道府県、市町村及び弊財団の三者共同主催とします。ただし、上記の趣旨から市町村が実質的な主催者になります。

※ホール等の指定管理者が実質的な主催業務を担当する場合には、四者共同主催とします。また、市町村教育委員会を主催者に加えることも可能です。

(4) 経費分担

○ 弊財団負担

演奏家に対する出演謝金、幹線交通費、宿泊費、楽器運搬費 等

○ 開催地主催者負担

チラシ・ポスター・チケット・プログラム作成費、広報費、会場設営費、ピアノ調律費、著作権料、ケータリング費、現地での交通費（最寄りの空港または幹線駅から現地までの演奏家の送迎）、クリニックを開催する場合は演奏家に対する講師謝金、ピアノソロまたはデュオ公演（及川浩治、仲道郁代、花房晴美・真美）の指定調律師に掛かる宿泊費・交通費 等

※「開催地主催者」は市町村や市町村教育委員会もしくは指定管理者。

## (5) 入場料

- 一人でも多くの地域の皆さまがクラシックコンサートに親しめるように、上記(4)「開催地主催者負担」をカバーする程度の低額の入場料に設定をお願いします。(ただし、入場料を無料にすることは不可。)
- 入場料収入はすべて開催地主催者の収入とします。

## (5) ご留意頂きたい事項

- コンサートへの未就学児の入場はご遠慮頂いております。

## 2. 申込方法

### (1) 申込フォーム

別紙「平成 28 年度『地域住民のためのコンサート』申込書」(以下「申込書」)により、開催地(開催する市町村)の申込みをお願いします。

### (2) 申込者及び推薦者

申込者は国内の市町村です。申込みにあたっては都道府県知事又は都道府県教育長の推薦が必要であり、申込書に推薦者の記名・捺印をお願いします。

### (3) 申込締切

都道府県文化担当部局より、弊財団に 10 月 30 日(金)必着にてご送付をお願いします。

※申込書は市町村から都道府県文化担当部局へご提出ください。都道府県文化担当部局にて申込書のお取りまとめをお願いします。市町村から都道府県へのご提出の締切は都道府県ごとに異なりますので、都道府県文化担当部局へお問合せください。

### (4) 演奏会場

演奏会場となる公立文化ホール等について、申込書の所定項目の記載をお願いします。なお、反響板を設置している舞台や客席の写真及びホールパンフレット等の資料を必ず添付してください。

### (5) 希望プログラムの選択

「平成 28 年度プログラムリスト」から希望するプログラムを第 3 希望まで記入してください。なお、一つのプログラムで複数の内容(A~C)がある場合は、必ずいずれかをご選択ください。  
※プログラムリストは弊財団ホームページからもご覧頂けます。

<http://www.ms-ins-bunkazaidan.or.jp/musician/>

## (6) 希望開催日

平成28年4月1日～平成29年3月31日の間で希望する日を第5希望まで記入してください。

また、希望日以外での調整が可能かどうかは必ず○をつけてください。

※全体の調整上、ご希望に沿えない場合もございます。

## (7) ご留意頂きたい事項

- 都道府県知事又は都道府県教育長のご推薦が無い場合（直接弊財団へ送付頂いた場合）、申込みは無効です。
- 申込書は弊財団ホームページの【地域住民のためのコンサート>申込書】よりダウンロードが可能です。（Word形式A4/2枚）

<http://www.ms-ins-bunkazaidan.or.jp/concert/form.html>

## 3. 開催地決定の通知

弊財団にて選考の上、演奏家とのスケジュール調整等を経て12月中旬頃に推薦者へ通知させて頂く予定です。

## 4. 開催地決定後の事前打合せ（コンサート開催日の約5ヵ月前）

開催地の実情にふさわしいコンサートにするため、主催者が一同に会し、プログラムの内容やコンサートの進め方等について、出演演奏家を交えて打合せを行います。打合せの場所は弊財団事務所（東京都）ですので、都道府県及び開催地主催者のご担当者様のご出張をお願いすることとなります。なお、本打合せの出張経費は各主催者にてご負担ください。

## 5. 開催実績

「『地域住民のためのコンサート』開催実績」もしくは弊財団ホームページの【これまでの活動内容】をご参照ください。

<http://ms-ins-bunkazaidan.or.jp/activity/index.html>

以上

ご不明点は下記までご連絡をお願い致します。

【お問合せ先】 三井住友海上文化財団事務局 TEL : 03-3259-3917

E-mail : [tikon@ab.inbox.ne.jp](mailto:tikon@ab.inbox.ne.jp)

担当 : 早川、宮下